

5-1-1 計画的な都市づくり

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|--|---|
| <p>《現状と課題》</p> <p>本市では、現行の都市計画マスタープランに基づいて、土地利用等の計画的な誘導を進めていますが、社会経済状況の変化や自然環境と景観の向上に対する機運の高まりなどに合わせる必要が生じてきています。また、バリアフリー新法に基づき公共公益施設等のバリアフリー化を進めてきましたが、十分に進んではいません。加えて、都市農業は、安全・安心で新鮮な農産物の供給だけではなく、自然環境の保全等の多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営むうえで公共的な役割と価値を持っていますが、農地周辺の宅地化が進んでいます。</p> <p>こうした状況の中、計画的で適切な土地利用や、誰もが暮らしやすいバリアフリーのまちづくりが求められています。</p> | <p>※第1節-1. 都市づくりの方向のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 船橋らしさを活かした都市づくり</p> <p>1. 都市づくりの方向 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>活気ある経済活動や快適な市民生活を支える道路、公園、河川、下水道などの都市基盤施設は、これまでも計画的に整備を促進してきましたが、産業構造の多様化や高度情報化の進展など社会の変化に追いついていけない状況にあります。</p> <p>駅周辺の商店街では郊外型大規模商業施設の立地等による影響を受け、人通りが少なく活気が薄れたり、日曜・祭日には店を閉める商店や、商業店舗から他の用途へと土地利用の変更もみられる状況です。</p> <p>また、無秩序な開発による農用地や緑の減少、マンションと戸建て住宅との日照問題、農用地や森林の荒廃など良好な環境の減少等がみられます。</p> <p>一方、自然環境や景観に対する市民の認識が高まっており、次世代に残すべき自然環境の保全や再生・創出、見て美しいと感じる景観の形成などを促進することが求められています。</p> <p>このような中で、快適な市民生活の実現、自然環境との共生、住環境の保全や質の向上、だれもが使いやすいバリアフリーのまちづくりなどの計画的な整備を進めるとともに土地の適正利用を図る必要があります。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>総合的かつ計画的な都市づくりにより、快適な市民生活を送れている状態</p> <p>〔施策の方針〕</p> <p>快適な市民生活の実現のために、都市計画マスタープランに基づいた計画的な都市づくりや、地区の特性を活かしたルールづくり、バリアフリー化の推進、農地と住宅地が調和した都市づくりを進めるとともに、各種制度に基づいた良好な景観の保全と形成を進めていきます。</p> <p>《施策の方向》</p> | <p>第1節 船橋らしさを活かした都市づくり</p> <p>1. 都市づくりの方向 より</p> <p>【基本方針】</p> <p>都市の利便性、快適性、防災性の向上を図るため、都市計画マスタープランに基づく総合的かつ計画的なまちづくりと、高度情報社会に向けた基盤整備を推進します。</p> <p>また、身近な地域とのかかわりの中で市民参加によるまちづくりを推進します。</p> |
| <p>施策1) 計画的な都市づくりとルールの確立</p> <p>計画的な都市づくりを推進するために、都市計画マスタープランに基づいた土地利用の誘導を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となって、地域の特性を踏まえた具体的なルールづくりを推進します。</p> <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランに基づく土地利用の規制・誘導 ・地区計画制度等の活用促進 | <p>第1節 船橋らしさを活かした都市づくり</p> <p>1. 都市づくりの方向 より</p> <p>【施策の方向】</p> <p>(1) 都市計画マスタープランの実現</p> <p>① 計画的なまちづくり</p> <p>都市計画マスタープランに基づき、ゆとりと豊かさを真に実感できる個性的で快適な都市づくりを市民とともに進めます。</p> <p>土地利用の規制誘導、都市施設の計画的な整備を推進するため、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画（線引き）と用途地域の適切な運用を図り、土地利用の計画的誘導を推進します。</p> <p>また、密集市街地などにおいて防災機能の向上を図るなど、良好な居住環境の保全や形成に向け、地区計画や建築協定等を活用したまちづくりを進めます。</p> |

| |
|---|
| <p>施策2) バリアフリーのまちづくり</p> |
| <p>誰もが暮らしやすいまちにするために、鉄道駅や公民館等へのエレベーター設置や、歩道の段差解消等、公共公益施設や道路のバリアフリー化を推進します。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅エレベーター等の整備 ・ 歩道の段差解消等バリアフリー化の推進 |
| |
| <p>施策3) 良好な景観の保全と形成</p> |
| <p>良好な景観の保全と形成のために、市民・事業者・行政が協働した様々な取り組みを推進します。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成への取り組み ・ 屋外広告物の規制・誘導 |
| |

| |
|---|
| <p>第1節 船橋らしさを活かした都市づくり</p> |
| <p>1. 都市づくりの方向 より</p> |
| <p>(2) バリアフリーのまちづくり</p> |
| <p>① すべての市民に快適なまちづくり</p> |
| <p>すべての市民が安全で適な都市活動を行えるよう、「千葉県福祉のまちづくり条例」や「福祉のまちづくり環境整備指針」に基づき、道路の段差の解消や電柱・街灯の移設、鉄道施設などにおけるエレベーター・エスカレーターの設置、人が集まる建物等における身障者トイレの設置、だれにでもわかりやすい案内表示等の整備を促進します。</p> |
| |
| <p>第1節 船橋らしさを活かした都市づくり</p> |
| <p>1. 都市づくりの方向 より</p> |
| <p>(4) 都市景観の創出</p> |
| <p>① 良好な景観の保存・創出</p> |
| <p>歴史文化の個性を活かし、市民の本市への愛着を高めるため、水辺、緑地、歴史的遺産など優れた資産を活用するとともに、電線類の地中化、見苦しい看板や広告塔の撤去などを行い、美しい街並みへと都市景観の改善を進めます。</p> |
| <p>とりわけ特徴のある漁港や船橋駅前周辺等については、その魅力をさらに高め、市民が誇りと感じる個性ある景観の創出を図ります。</p> |
| <p>② 景観環境と意識の育成</p> |
| <p>市民や事業者に対して、景観への関心と理解を高める啓発活動を展開します。</p> |
| <p>また、個々の建築物をはじめ、施設や水辺空間の整備にあたっては、市民と事業者と行政のパートナーシップに基づき、地区計画や建築協定等のさまざまな手法を活用します。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>施策4) 市民参加のまちづくり</p> | <p>第1節 船橋らしさを活かした都市づくり</p> <p>1. 都市づくりの方向 より</p> |
| <p>地域住民が主体となったまちづくりを推進するために、地域まちづくりアドバイザーの派遣等、必要な支援を行います。</p> | <p>(5) 市民参加のまちづくり</p> <p>① 市民参加のシステムづくり</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加のまちづくり支援 | <p>市民のだれもが自らの判断と責任において身近にまちづくりに参加できるしくみづくり、市民相互の合意形成の場やルールづくり、市民の力や知恵を結集するしくみづくりなどを進めます。</p> |
| | <p>また、技術的な専門家の派遣などのシステムづくりを行い、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。</p> |

5-2-1 魅力あるベイエリアの創出

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|---|--|
| <p>《現状と課題》</p> <p>東京湾に残された貴重な干潟である三番瀬では、本市で行っている三番瀬クリーンアップ事業や、千葉県やNPOによる自然を学ぶイベントが開催されており、三番瀬の保全・再生の動きが広まっています。</p> <p>また、広域商圏を持つ商業施設、船橋競馬場、船橋オートレース場及びビール工場等の各種施設に加え、花火大会や、潮干狩り、民間主導のイベント等が開催されており、ベイエリアの集客力は高まっています。</p> <p>一方で、沿岸部では、ふなばし三番瀬海浜公園、船橋港親水公園を除くと、工場や物流倉庫等の企業所有の護岸が多く、市民が海に触れ合える環境が不足しています。また、不法係留船への対策として、平成20年から船橋ボートパークの供用が開始され、港湾法等に基づいた放置艇等の撤去が千葉県により進められていますが、未だに不法係留船が多く係留されています。</p> <p>こうした状況の中、ベイエリアの更なるにぎわいの創出のために、中心市街地から沿岸部への回遊性の創出や、水辺の潤いが感じられる取り組みが求められています。</p> | <p>※第2節-1. 魅力あるベイエリアの創出のうちから関連部分を対比させています。ただし、後期基本計画では「海を活かしたまちづくり」に記載されている各事業に関する具体的な内容は、多岐の分野にわたるため、各該当分野の章で述べています。</p> <p>第2節 海を活かした魅力あるまちづくり</p> <p>1. 魅力あるベイエリアの創出 より</p> <p>【現状と課題】</p> <p>ベイエリアは、東京ディズニーランドや幕張メッセに伸びるJR京葉線や湾岸道路などの沿線に位置し、交通利便の優位性から大型商業施設や遊戯施設などが集中しており、京葉港には、食品コンビナートや工場・倉庫群が立地しているとともに、本市にとって貴重な海、三番瀬、滞など自然とかわりをもつことができる特徴を有しています。</p> <p>しかし、これらの施設は有機的なつながりが薄く、また水際線はほとんどが直立岸壁であるため親水性に乏しい地域となっています。</p> <p>今後は市民に潤いを与え、まちのにぎわいを創出するため、既存商業施設等や貴重な海を活かした本市の「顔づくり」に努める必要があります。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>中心市街地から沿岸部までの回遊性が創出され、にぎわいや、親しみのあるベイエリアが形成されている状態</p> <p>〔施策の方針〕</p> <p>魅力あるベイエリアを創出するため、中心市街地から沿岸部までの回遊性を高め、船橋市のもつ海、川及び商業集積を活かしたまちづくりを推進します。</p> <p>《施策の方向》</p> | <p>第2節 海を活かした魅力あるまちづくり</p> <p>1. 魅力あるベイエリアの創出 より</p> <p>【基本方針】</p> <p>魅力あるベイエリアを創出するため、商業・レクリエーション施設等の既存施設と海・川などの自然環境との連携を図り、さらなる人のにぎわいと回遊を誘導するシステムの構築を図ります。</p> <p>第2節 海を活かした魅力あるまちづくり</p> <p>1. 魅力あるベイエリアの創出 より</p> <p>【施策の方向】</p> <p>(1) 親しみと憩いのある海っぺりの創出</p> <p>① 民間活力を活かしたみなとづくり</p> <p>大型ショッピングセンター、日本最大の屋内人工スキー場、船橋競馬場、オートレース場などの広域商業・都市型レジャー施設間の連携を図るとともに、対岸の湊町の工場・倉庫の一角における民間資本による施設整備の導入や、漁師町という特徴を活かしたフィッシャーマンズワーフ等の整備を促進し、港の持っている魅力を引き出すことにより集客力を高め、市民が楽しみ憩える場として整備を進めます。</p> <p>また、商業者などの地域の協力を得ながら、船橋駅から山口横丁や御殿通りなどの回遊性がある楽しい路地裏の整備と、海老川や湊町市場の特徴を活かした整備を推進します。</p> <p>また、産業と観光が一体となった整備を推進するため、食品コンビナー</p> |
| <p>施策1) 魅力あるベイエリアの創出</p> <p>魅力あるベイエリアを創出するため、市民、事業者、NPO、大学等と協働し、環境を保全しつつ、にぎわいのあるまちづくりを推進します。また、良好な水辺空間を確保するため、千葉県と協力して不法係留船対策を取ります。</p> <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海を活かしたまちづくりの推進 ・不法係留船対策（県事業） | |

トが立地している一帯は、工場見学を通じて積極的に市民に開放するとともに、周辺の遊歩道の整備、休憩所の設置、植栽などを進めることにより、人のにぎわいを持つ地区としての創出を図ります。

② インナーハーバー計画の推進

港の有効利用とプレジャーボート対策を図るため、マリーナや海上バスの船着き場などの整備を促進し、海を活かした水際空間の整備と特徴ある景観の形成を図ります。

③ 船橋港親水公園の整備

市民に親しまれる港づくりの一環として、親水公園の整備を推進するとともに、公園の延長拡大を県に要望します。

④ 日の出水路の整備

海洋性レクリエーションの進展に伴い、各種船舶の係留施設として水路を整備し、船橋らしい景観づくりや市民に身近な水際線の創出を図ります。

⑤ 海浜公園・三番瀬の整備

市民が海をより身近に感じてもらうため、海辺の自然の保全や景観の整備、緑地の拡大、自然への理解を深める場として自然観察室や環境学習などの施設の設置を図るとともに、スポーツ・レクリエーション施設の充実を図ります。

(2) にぎわいのあるたのしい川っぺりの整備

① 海老川を活かした魅力の再生

港の周辺、船橋駅周辺市街地、海老川調節池、運動公園などを連携する軸として自然や環境に配慮しながら、散策、サイクリング、自然観察などができるように川沿いの整備を推進します。

河口周辺部においては、楽しく買い物や散策ができる魅力ある山口横丁や御殿通りと繋がる湊町市場やその周辺の再整備を図り、水上ステージの

創出や各種イベントの開催を行うなど、観光性のあるにぎわいの場の創出を図ります。

② 海老川調節池の整備促進

海老川の治水対策の一環として整備するとともに、市の中心部や船橋駅や東船橋駅に近い特性を活かし、自然の中で市民が憩える広場などの多目的な機能を持つ調節池として整備を進めます。

また、調節池の完成時までの暫定利用として、運動広場や花の広場などの利用を図ります。

5-3-1 人にやさしいみちづくり

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|--|--|
| <p>《現状と課題》</p> <p>本市では、市民の生活環境の改善や安全な道路環境の実現を目指し、歩道の整備や舗装の修繕・道路排水施設の設置・渋滞対策としての交差点改良やバイパス道路等の幹線道路の整備を進めています。現在、市道は5,223路線・1,108km（平成22年3月31日時点）となっており、さらに毎年40路線・5km程度が新規に市道認定されています。</p> <p>一方で、幹線道路の整備の遅れ等による交通渋滞や、居住地区内生活道路への通過車両の流入、放置自転車による交通の妨げ等により、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる空間が不足しています。また、管理道路や交通量の増加、経年劣化等により道路補修等の要望が増加しており、十分な対応ができない状態にあります。</p> <p>こうした状況の中、幹線道路をはじめとした道路ネットワークの整備や、自動車・自転車・歩行者の混在の解消による安全の確保が求められています。</p> | <p>※第3節-1. 人優先のみちづくり、2. 人にやさしくまちが躍動する都市交通の確立のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 安全で快適な交通体系の整備</p> <p>1. 人優先のみちづくり より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>市民の生活環境の改善や、安全に道路を利用できるよう、歩道の整備・舗装整備・道路排水施設の設置、渋滞対策として交差点改良などの道路整備やバイパス道路等の新設整備を進めています。しかし、依然として狭隘な道路による交通渋滞や安全に歩ける歩行者や自転車利用空間の不足などが大きな問題となっています。</p> <p>また、地区内外で発生する車輻交通を円滑にし、歩行者の安全確保や都市活動の効率化を目指して、本市中心部を循環する道路や各拠点地区を結び既存道路と連携する幹線・補助幹線として都市計画道路の整備を推進していますが、依然として、居住地内へ通過車両が流入するなど、歩行者の安全や安らぎのある市民生活がおびやかされています。</p> <p>本市の骨格を形成する国道14号線及び国道296号線等においては交通量が増大し、また、国道357号線の若松交差点などの渋滞により、バスなどの公共交通や産業活動にも大きな影響を与えています。</p> <p>少子・高齢社会を間近に控えた現在、本市においても、人優先のみちづくりが求められています。また、歩行者や自転車に対する安全対策と市民生活や産業活動の円滑化、さらには災害時にも対応できる道路ネットワークと機能の充実を図っていくことが必要です。</p> |

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

誰もが利用しやすい人にやさしいみちづくりを進めることにより、安全で安心して暮らせるまちになっている状態

〔施策の方針〕

交通渋滞の緩和や、道路利用者の利便性の向上を図るため、幹線道路や生活道路の整備、既存道路の計画的な維持・補修を行います。また、交通安全の確保のために、交通安全施設の整備や、交通安全意識の高揚を図ります。

第1節 安全で快適な交通体系の整備

2. 人にやさしくまちが躍動する都市交通の確立 より

【現況と課題】

本市は、10路線・36駅の鉄道と35路線・135系統のバスの運行により、充実した公共交通網が構成されております。

鉄道についてはJR船橋駅、西船橋駅や津田沼駅が交通結節点として激しい混雑の状況にあり、バス運行についてもこれら利便な駅に集中しており、混雑に拍車をかけている状況です。また、バスは朝・夕の通勤時間帯の道路交通渋滞により、定時制の確保が難しい状況にあります。

このため、バス交通の円滑な運行のために、道路整備やバス優先レーンの設置などの交通需要マネジメントを推進し、市民が頼れる都市交通の充実と公共交通への利用促進を図る必要があります。

また、市民の大切な生命を守るため、交通安全施設の整備充実と交通安全意識の高揚を図ることも必要となっております。

第1節 安全で快適な交通体系の整備

1. 人優先のみちづくり より

【基本方針】

ゆとりある暮らしの実現のために、すべての人に優しく安全に利用できる人優先の道路整備を推進します。

市民生活の利便と産業活動の円滑化、交通渋滞の緩和に向けて、幹線道路をはじめ各道路のそれぞれの役割・機能分担の下に、計画的に整備を推進します。

また、基盤整備と連携した自動車交通の規制・誘導など交通需要マネジメント推進し、効率的で快適な道路交通の実現を目指します。

| | |
|---|---|
| <p>《施策の方向》</p> | <p>第1節 安全で快適な交通体系の整備</p> <p>2. 人にやさしくまちが躍動する都市交通の確立 より</p> <p>【基本方針】</p> <p>バリアフリーに配慮した、だれもが利用しやすい交通施設の整備充実を図ります。また、公共交通機関の整備充実を推進し、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減に向け、公共交通の利用促進を図ります。</p> |
| <p>施策1) 歩行者空間の整備</p> | <p>第1節 安全で快適な交通体系の整備</p> <p>1. 人優先のみちづくり より</p> <p>【施策の方向】</p> |
| <p>歩行者が安全に歩ける空間や、緊急時における避難路を確保するために、歩道やコミュニティ道路の整備を進めます。</p> | <p>(1) 歩行者空間の整備</p> <p>① ユニバーサルデザインによる歩行空間の整備</p> <p>駅、商店街、病院、福祉施設等の周辺及びそれらを連絡する道路において、幅の広い歩道の設置、既存歩道の段差・傾斜・勾配の改善、スロープ付き・昇降装置付き立体横断施設等の整備を推進します。また、歩道の整備と一体的に行う障害物（電柱等）の除去やだれも見やすい標識の設置等を行い、すべての人が安全で快適に移動できる歩行者空間の確保とバリアフリー化を推進します。</p> <p>また、高齢者・障害者等の参加による「みちづくり」を推進します。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の整備 ・コミュニティ道路の整備 | <p>③ コミュニティ道路の整備</p> <p>人々が安全に歩き、安心して活動ができるように、道路を一方通行にして歩行空間や緑地帯等の確保を行い、また、車の速度を抑制する道路構造とするなど、地区における道路の役割と機能を明確に位置づけ、人と車が共存できるように、生活に身近な道路の整備を推進します。</p> <p>また、市民と行政の協働による地区のみちづくりを推進します。</p> |

施策2) 自転車利用環境の整備

自転車利用者が安全で快適に利用できる環境づくりのために、自転車走行環境の整備や自転車等駐車場の整備、違法駐輪自転車の撤去を進めるとともに、自転車等利用者のモラルの向上やレンタサイクルの活用等の様々な方策についての検討を進めます。

〔主要事業〕

- ・ 自転車走行環境の整備
- ・ 自転車等駐車場の整備
- ・ 違法駐輪対策

④ 歩道の整備

歩行者の安全確保を図るため、歩道と車道の分離整備を行い、快適な歩行空間づくりを推進します。

第1節 安全で快適な交通体系の整備

1. 人優先のみちづくり より

① 自転車走行環境の整備

通勤・通学・買物・レクリエーションにおける自転車利用を促進するため、自転車が安全に走りやすい空間の確保に努め、自転車走行環境の整備を推進します。

② 自転車道の整備

自転車が、自動車に代わる都市交通としての役割を發揮できる自転車道や、市民がサイクリングなどを通じて気軽にまちを散策し、楽しめる自転車道の整備を進めます。

③ 自転車等駐車場の整備

自転車利用の増加に対応し、放置自転車を解消するため、自転車等駐車場施設の整備や民間施設の利用を促進します。

④ 放置自転車等の規制と指導

自転車利用者の多い地区においては、自転車放置禁止地区の指定を行うとともに、迷惑駐輪をなくすため、適切な自転車利用の啓発活動を推進します。

また、建築物における駐車施設の付置条例の効果的運用を図ります。

⑤ レンタサイクルの導入

自転車等駐車場スペースの有効活用と放置自転車の解消を図るため、レンタサイクルの導入を推進します。

| | |
|--|--|
| <p>施策3) 道路ネットワークの構築</p> | <p>第1節 安全で快適な交通体系の整備</p> |
| <p>生活道路に進入する大型車両や通過車両の抑制による生活環境の保全や、交通渋滞の緩和による経済活動の活性化を図るため、南北道路や中心市街地循環道路、地区連絡道路等の道路ネットワークの整備を行います。</p> | <p>1. 人優先のみちづくり より</p> <p>(3) 道路の整備</p> <p>③ 補助幹線道路の整備</p> <p>居住区域内で発生する車輛を、地域間を結ぶ幹線道路に誘導し、地区内での歩行者の安全確保、交通渋滞の緩和、車輛の円滑な走行を確保するために補助幹線道路の整備を推進します。</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <p>・都市計画道路の整備</p> | <p>都市計画道路の整備</p> <p>3.4.11 号本町本海川線</p> <p>3.4.13 号天沼本町6丁目線</p> <p>3.4.14 号本町東線</p> <p>3.4.24 号南海神湊町3丁目線</p> <p>3.4.26 号津田沼駅前原線（県及び市施行）</p> |
| | <p>また、3.4.11 号本町本海川線、3.4.13 号天沼本町6丁目線については、防災や景観向上のために、電線類の地中化を図ります。</p> <p>一般市道については、生活道路と幹線道路が有機的に繋がる道路ネットワークの形成を図るために、計画的に道路の新設整備を推進します。</p> <p>④ 幹線道路の整備</p> <p>主要幹線道路を補完し、市内の各地域を結び車輛を円滑に通過させ、交通渋滞の緩和と都市活動の円滑化を図ります。</p> <p>ア) 南北道路</p> <p>JR船橋駅周辺部と北部地域を南北に結ぶ幹線道路として、都市計画道路 3.4.25 号宮本古和釜町線の整備を推進します。</p> <p>イ) 中心市街地循環道路</p> <p>本市の経済・商業の核となるJR船橋駅を中心とする中心市街地への車輛の流入を削減するために、次の路線の整備を推進します。</p> |

都市計画道路

3.3.7号南本町馬込町線

3.4.18号海神町前原東2丁目線

また、3.4.18号海神町前原東2丁目線については、防災や景観向上のために、電線類の地中化を図ります。

り) 拠点地区連絡道路

市内の各拠点となる地区や新たな市街地などを結び、居住地内への通過車両の削減、歩行者の安全確保、交通の円滑化を図るために、次の路線の整備を推進します。

都市計画道路

3.4.15号本郷町古作町線（県施工）

3.4.22号西浦藤原町線（県及び市施行）

3.4.18号海神町前原東2丁目線

3.4.27号前原東飯山満町線

3.3.38号坪井駅前線

3.4.20号印内習志野台線

3.3.8号古作町前原東2丁目線

3.4.30号習志野公団線（県施行）

⑤ 主要幹線道路の整備

国・県道など都市や地方生活圏を相互に連絡する道路の整備促進を国、県等関係機関に要望します。

国道296号線（成田街道）のバイパス道路として都市計画道路3.1.3号若松馬込町線と都市計画道路3.1.37号馬込町古和釜町線の整備促進、また、船橋関宿線及び幕張千葉ニュータウン線の整備促進を国、県等関係機関に要望します。

また、主要交差点における交通渋滞を解消するため、国道357号線（湾

岸道路)の若松交差点立体化の整備促進を引き続き関係機関に要望します。

⑥ 広域幹線道路の整備

首都圏の主要都市や周辺都市を結び、広域的なネットワークを構成する道路として、臨海部を通過する東関東自動車道に市内から直接アクセスできるインターチェンジの新設と今後さらに増えると予想される臨海部東西方向の通過車輻に対処していくために、新たな道路と市内からアクセスできるインターチェンジの整備促進を国、県等関係機関に要望します。

また、北千葉道路や核都市広域幹線道路の整備促進を国・県等関係機関に要望します。

(4) 道路・交通環境の整備

② 交通渋滞の解消対策

市街地での慢性的な交通渋滞を緩和し、安全な市民生活や円滑な都市活動を実現するために、次の対策を促進します。

- ア) 京成本線の連続立体交差事業の整備促進
- イ) 新京成線の立体交差化の促進
- ウ) 広域・主要幹線道路の整備・促進
- エ) 都市計画道路の整備
- オ) 既存道路における右折・左折レーン、バスベイの設置
狭隘道路における待避場の整備
- カ) 交通需要マネジメントの導入
 - ・公共交通の利用促進
 - ・自転車利用の促進
 - ・自動車の利用の仕方の工夫
 - ・自動車駐車対策

施策4) 道路環境の整備・維持

歩行者の安全確保、車両交通の円滑化、良好な生活環境の維持を図るため、道路及び付帯施設の改良・整備や、交差点の改良など、道路環境の維持・整備を行います。

〔主要事業〕

- ・ 橋りょうの整備・維持
- ・ 道路の改良・舗装の整備
- ・ 交差点の改良

第1節 安全で快適な交通体系の整備

1. 人優先のみちづくり より

(3) 道路の整備

① 生活道路の整備

市民の日常生活の利便性の向上を図るため、住宅地周辺の舗装整備・修繕、道路排水整備、歩道の整備・修繕などを推進し、日常生活に密着した道路として市民・利用者が安全で快適に利用できる道路機能の整備・充実を図ります。

通園通学路に指定されている道路は、舗装及びカラー舗装の整備を推進します。

② 既存道路の整備

既存道路については、交差点における右折レーン・左折レーンの設置、拡幅、道路線形の改良、バスベイの設置、歩道の整備や舗装を行い、渋滞の緩和及び歩行者の安全と生活環境の向上を図ります。

また、防災対策上、十分な安全を確保するため、老朽化の著しい道路橋の架替え整備及び既設道路橋の耐震構造強化や車輛の大型化に伴う構造耐力の補強工事を推進します。

狭隘道路においては、車輛のすれ違いスペースの整備を推進します。

⑦ 道路の管理

より正確な情報を把握し市民サービスの向上と事務の効率化を促進するために、関係機関との密接な情報交換を行うとともに、道路台帳管理、境界線管理、道路占用物管理等における道路管理データシステムの整備を推進します。

⑧ 私道の整備

通学路として指定されている私道については、道路舗装の整備・修繕を推進します。

地域環境改善を目的とする町会・組合等の団体が実施する私道の道路舗装・道路排水施設事業に対して補助を行います。

また、住宅等の建設に際し整備され、かつ市の受入れ基準を満たす私道については、移管・帰属を受け管理を行います。

(4) 道路・交通環境の整備

② 交通渋滞の解消対策

市街地での慢性的な交通渋滞を緩和し、安全な市民生活や円滑な都市活動を実現するために、次の対策を促進します。

- ア) 京成本線の連続立体交差事業の整備促進
- イ) 新京成線の立体交差化の促進
- ウ) 広域・主要幹線道路の整備・促進
- エ) 都市計画道路の整備
- オ) 既存道路における右折・左折レーン、バスベイの設置
狭隘道路における待避場の整備
- カ) 交通需要マネジメントの導入
 - ・公共交通の利用促進
 - ・自転車利用の促進
 - ・自動車の利用の仕方の工夫
 - ・自動車駐車対策

施策5) 交通安全対策の推進

交通事故の減少のために、照明、標識、防護柵等の道路安全施設の設置や通学路の整備、地域住民や警察と連携した「あんしん歩行エリア」の計画作成・整備を進めるとともに、幼児・小学校・高齢者、それぞれの年代に対応する交通安全教室を開催します。

〔主要事業〕

- ・交通安全啓発活動の実施
- ・交通安全教室の実施
- ・あんしん歩行エリアの整備
- ・通園通学路の整備

第1節 安全で快適な交通体系の整備

2. 人にやさしくまちが躍動する都市交通の確立 より

(3) 交通安全対策の推進

① 交通安全教育の推進

交通安全教室やキャンペーンを開催するとともに、官民一体となった活動を行い、継続的な交通安全意識の高揚を図ります。

② 関係機関との連携強化

交通事故防止を図るため、警察や地域交通安全推進組織との連携を強化します。

(4) 交通安全施設の整備

① 交通安全施設整備の推進

道路の構造や交通の状況等を考慮し、安全かつ円滑な交通を確保するため、道路標識や防護柵、道路反射鏡、スリップ止、道路照明などの交通安全施設の整備充実を図ります。

また、道路危険箇所の発見に努め、対応策を講じます。

5-3-2 誰もが使いやすい都市交通の確立

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|--|---|
| <p>《現状と課題》</p> <p>これまで本市では、鉄道が9路線35駅、バスが30路線94系統（平成22年3月31日時点）という、充実した公共交通網の利便さを活かしたまちづくりを進めてきました。</p> <p>しかし、内陸部の丘陵地を中心とした道路網の不足や、交通が交わる駅について駅前広場等の整備が十分とはいえず、公共交通機関の利用が不便な地域が多数存在しています。また、自動車への過度な依存により、交通渋滞・環境問題の発生などが危惧されます。放置車両については、平成17年に自動車リサイクル法が施行されてから年々減少していますが、依然として車両放置は無くならない状況にあります。</p> <p>こうした状況の中、市民が安全で快適な移動を確保するために、公共交通の充実や車両の放置を防止する環境づくりが求められています。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>安全で快適な移動が確保でき、市内各所へ公共交通を利用して快適に移動できる状態</p> <p>〔施策の方針〕</p> <p>市民が安全で快適に生活できる環境づくりのために、既存公共交通の充実</p> | <p>※第3節-2. 人にやさしくまちが躍動する都市交通の確立のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第1節 安全で快適な交通体系の整備</p> <p>2. 人にやさしくまちが躍動する都市交通の確立 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>本市は、10路線・36駅の鉄道と35路線・135系統のバスの運行により、充実した公共交通網が構成されております。</p> <p>鉄道についてはJR船橋駅、西船橋駅や津田沼駅が交通結節点として激しい混雑の状況にあり、バス運行についてもこれら利便な駅に集中しており、混雑に拍車をかけている状況です。また、バスは朝・夕の通勤時間帯の道路交通渋滞により、定時制の確保が難しい状況にあります。</p> <p>このため、バス交通の円滑な運行のために、道路整備やバス優先レーンの設置などの交通需要マネジメントを推進し、市民が頼れる都市交通の充実と公共交通への利用促進を図る必要があります。</p> <p>また、市民の大切な生命を守るため、交通安全施設の整備充実と交通安全意識の高揚を図ることも必要となっております。</p> <p>第1節 安全で快適な交通体系の整備</p> <p>2. 人にやさしくまちが躍動する都市交通の確立 より</p> <p>【基本方針】</p> <p>バリアフリーに配慮した、だれもが利用しやすい交通施設の整備充実を図ります。また、公共交通機関の整備充実を推進し、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減に向け、公共交通の利用促進を図ります。</p> |

や新たな公共交通の導入の検討を図り、過度な自動車依存からの脱却を目指すとともに、車両が放置されない環境を確保します。

《施策の方向》

施策1) 公共交通の整備・充実

交通不便地域や過度な自動車への依存を解消するため、オンデマンド交通システムを用いた新たな公共交通の導入に向けた検討や、ノンステップバス導入の促進、バスロケーションシステムの整備促進、モビリティマネジメントの実施等により、公共交通の利用促進を図ります。

鉄道においては、さらなる機能充実を図るため、各駅及び地域の特性に合わせた駅前広場等の整備や、鉄道と道路の交差点の改良を進めます。また、海老川上流地区への東葉高速鉄道新駅及び東武野田線塚田駅・馬込沢駅間への新駅設置について研究するとともに、東京10号線延伸新線の計画推進を関係機関に要望します。

〔主要事業〕

- ・ 交通不便地域への支援
- ・ バス利用促進等総合対策
- ・ 地域公共交通総合連携計画の推進

第1節 安全で快適な交通体系の整備

1. 人優先のみちづくり より

(4) 道路・交通環境の整備

① 道路・交通体系の確立

人々の交流や都市活動を促進するため、交通需要管理と交通基盤を一体的・体系的に整備し、道路・交通体系の確立を図ります。

また、地域に適応した地区交通管理計画を策定し整備を進めます。

② 交通渋滞の解消対策

市街地での慢性的な交通渋滞を緩和し、安全な市民生活や円滑な都市活動を実現するために、次の対策を促進します。

- ア) 京成本線の連続立体交差事業の整備促進
- イ) 新京成線の立体交差化の促進
- ウ) 広域・主要幹線道路の整備・促進
- エ) 都市計画道路の整備
- オ) 既存道路における右折・左折レーン、バスベイの設置
狭隘道路における待避場の整備
- カ) 交通需要マネジメントの導入
 - ・ 公共交通の利用促進
 - ・ 自転車利用の促進
 - ・ 自動車の利用の仕方の工夫
 - ・ 自動車駐車対策

第1節 安全で快適な交通体系の整備

2. 人にやさしくまちが躍動する都市交通の確立 より

【施策の方向】

(1) 公共交通の整備・充実

① バリアフリーに配慮した施設整備の促進

高齢者・障害者が公共交通を安全に利用できるように、駅舎におけるエスカレーター等昇降施設及び障害者用トイレの整備、スロープによる階段の解消、低床バス・ノンステップバスの導入等、福祉に配慮した公共交通の整備を推進します。

② 鉄道の整備・促進

千葉県西部北総地域における鉄道交通網の利便性を向上させるため、北千葉線及び成田新高速鉄道線の早期建設を関係機関に要望します。

海老川上流地区への東葉高速線新駅の設置及び東武野田線塚田駅・馬込沢駅間への新駅の設置等について調査研究を行います。

③ 鉄道の立体交差化

京成本線を連続的に高架化し、京成船橋駅や大神宮下駅を高架駅とすることにより、既存の踏切16箇所を除去し、交通渋滞の解消を図るとともに、高架下の有効利用と関連側道の整備を進めます。

新京成線においても道路交通の円滑化と鉄道輸送の安全化を図るため、立体交差化を促進します。

④ バス交通の充実

バスの定時性を確保し運行を円滑なものとするため、道路の拡幅、交差点の改良、バスベイ設置、バス優先レーンの設置、バス優先信号システムの導入、違法駐車対策など、バス走行環境の改善を図ります。

また、低床バス・ノンステップバスの導入、バスカードシステム、停留所の上屋及びベンチ、バスロケーションシステム、バス案内システムの整

備を促進し、バスの利便性の向上を図ります。

⑤ 駅を拠点とした巡回バスの整備

バス路線については、まちづくりや道路整備との整合を図り、各地区における最寄り駅を中心として、病院、公共施設等を巡回するバス路線の再編や新たなコミュニティバスの導入を促進します。

⑥ 交通結節点の整備

交通結節点の機能充実を図るために、駅前広場やエスカレーター等の整備を進めます。

ア) 駅前広場の整備

JR船橋駅・西船橋駅・下総中山駅・南船橋駅・東葉高速鉄道飯山満駅・船橋日大前駅の駅前広場の整備を進めます。

新京成線三咲駅やその他の駅についても、各駅及び地域の特性に合わせて、計画的に駅前広場の整備を進めていきます。

イ) エスカレーター等の整備

全ての人が駅での乗り換えを容易にできるよう、エスカレーターなど昇降施設の整備を促進して、乗り換え施設のバリアフリー化を進めます。

⑦ 交通需要マネジメントの導入

公共交通への利用促進、自転車利用の促進、自動車利用の仕方の工夫、自動車交通の規制・誘導等、都市交通における効率的な施策の展開を推進します。

自動車利用からの転換を誘導し、自動車交通の負荷を軽減させていくために、パーク・アンド・バスライドやサイクル・アンド・バスライドなどのシステム整備を推進します。また、ノーカーデーや自動車駐車対策などの施策を推進して、適切な自動車利用の誘導と交通需要の効率化を図ります。

| | |
|---|--|
| | <p>⑨ タクシーの活用 乗り合いタクシーや福祉タクシーなど、タクシーの新たな活用を促進します。</p> <p>⑩ 海上バスの導入 市民が船橋の特色の一つである海と身近にふれあうために、船橋港親水公園から三番瀬へアクセスする海上バスの整備の促進を図ります。</p> |
| <p>施策2) 自動車駐車対策の推進</p> | <p>第1節 安全で快適な交通体系の整備 2. 人にやさしくまちが躍動する都市交通の確立 より</p> |
| <p>良好な交通環境の確保を図るために、放置車両の撤去を強化するとともに、将来の駐車需要を見据えて駐車場整備計画を見直しを行います。</p> | <p>(2) 自動車駐車対策</p> |
| <p>〔主要事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放置車両撤去に関する事業 ・ 駐車場建設資金利子補給事業 | <p>① 自動車駐車場の整備と利用促進 駐車需要の多い地区での駐車場整備の促進を図るため、駐車場整備地区を拡大し、駐車場の整備を図ります。 業務目的の駐車需要が多い地域においては、未利用地の活用による駐車場整備の検討や、付置義務制度の見直しを含め、きめ細かい運用や助成措置を図り、民間駐車場の効率的な整備を促進します。</p> |
| | <p>自動車利用の増加に加え、市街地再開発事業や連続立体交差事業等の大規模事業が進められている中で、平成4年（1992年）に制定された駐車場整備計画を将来の駐車需要にあったものに見直します。</p> <p>② 違法駐車防止 道路交通の適正化を図るため、違法駐車を取り締まり強化を警察に要望するとともに、違法駐車等の防止に関する条例による駐車モラルの向上を図ります。 また、商店会・自治会等の違法駐車防止活動を積極的に支援するとともに、市民、事業者、関係機関等からなる違法駐車防止連絡会議における、違法駐車防止施策を推進します。</p> |

5-4-1 安らぎとにぎわいのある市街地の整備

| 後期基本計画（素案） | 現行基本計画 |
|---|--|
| <p>《現状と課題》</p> <p>船橋駅周辺地区は、本市の地域経済や市民活動の中心として重要な役割を担っており、市街地の整備と商業等の活性化を一体的に推進するとともに、産業・文化・情報等の都市機能が多様に集積する魅力的な交流拠点として整備を進めています。飯山満駅を中心とする区域については、周辺市街地と連携の取れた計画的なまちづくりを行なうため、市施行による土地区画整理事業により整備を進めています。</p> <p>一方で、工場や社宅等の跡地では、マンションや大規模な商業施設への土地利用転換が図られ、住・商・工の混在化が進行しています。また、木造建築物が密集している既成市街地では、防災等に配慮した安全で快適なまちづくりが求められています。</p> <p>こうした状況の中、地域特性に応じた市街地整備を進め、にぎわいと魅力あふれる市街地を形成していく必要があります。</p> <p>《基本方針》</p> <p>〔めざすべき姿〕</p> <p>地域特性に応じた市街地整備が行われ、にぎわいと魅力あふれる市街地が形成されている状態</p> | <p>※第4節-1. 安らぎとにぎわいのある市街地の整備のうちから関連部分を対比させています。</p> <p>第4節 魅力ある市街地の整備</p> <p>1. 安らぎとにぎわいのある市街地の整備 より</p> <p>【現況と課題】</p> <p>船橋駅、西船橋駅、津田沼駅前周辺は県内有数の乗降客数を背景に商業・業務集積地となっています。</p> <p>また新京線沿線の大型住宅団地の立地をはじめ、新京成線、東武野田線、JR武蔵野線の各沿線に市街地が拡大してきました。</p> <p>この間、良好な市街地の形成や施設整備を推進するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などに取り組んできましたが、未だ密集した住宅地や再整備の必要な駅前などの地区があり、今後とも同事業の推進や地区計画制度の活用などに取り組み、良好な市街地を形成することが必要です。</p> <p>また、中心市街地である船橋駅周辺は、ベイエリアとの相互の連携を図り、市民交流や商業の活性化を促進する必要があります。</p> <p>東葉高速鉄道駅周辺開発では、都心に直接アクセスしている利便性や、沿線地域の特性を活かした適正な土地利用を図ることが必要です。</p> <p>第4節 魅力ある市街地の整備</p> <p>1. 安らぎとにぎわいのある市街地の整備 より</p> <p>【基本方針】</p> <p>「都市計画マスタープラン」などにに基づき、交通の利便性、自然との共生、景観、バリアフリー、防災等の配慮を行い、市民の多様な需要に対応できる</p> |

〔施策の方針〕

一体的かつ総合的な市街地の形成や施設整備を促進するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業等を進め、良好な市街地を形成します。

《施策の方向》

施策1) 駅周辺地区の整備

市内の主な駅を、にぎわいと魅力あふれる交流拠点とするために、市街地再開発事業等を活用し、整備を進めます。また、身近な駅前周辺地区については、地区の商業拠点や生活拠点としての機能の充実を図るため、地域の特性に合わせた手法により、整備を進めます。

〔主要事業〕

- ・ 主な駅周辺地区の整備（JR 船橋駅、JR 西船橋駅等）
- ・ 身近な駅周辺地区の整備

市街地の整備を図ります。

第4節 魅力ある市街地の整備

1. 安らぎとにぎわいのある市街地の整備 より

【施策の方向】

(1) 船橋駅周辺地区の整備

① にぎわいのある中心地区の整備

JR船橋駅周辺地区は、地域経済や市民活動の中心として重要な役割を担っており、市街地の整備と商業等の活性化を一体的に推進するとともに、産業、文化・情報等の都市機能が多様に集積する魅力的な交流拠点として整備を推進します。

南口地区と北口地区との機能的連携に配慮し、土地の高度利用を図りながら、船橋中心市街地活性化事業、本町1丁目十字街地区の市街地再開発事業、船橋駅前北口広場整備事業等を進めます。

② 船橋駅南口再開発事業の推進

本市の都心性商業・業務、文化機能の秩序ある中心地区としての再編に向け、土地の高度利用と良好な景観の整備、安全で便利な歩行者動線の確保等に配慮した船橋駅南口再開発事業を街区毎に整備し、駅前拠点としての機能の強化・充実を図ります。

(2) 主な駅前周辺地区の整備

① 西船橋駅

JR西船橋駅周辺は、京葉港に近い特性を活かしながら、南北駅前広場の整備や再開発事業の促進、商業・業務施設の集積、文化・情報活動の拠点形成等を図り、本市の西部地域の拠点として都市機能の整備を図ります。

② 津田沼駅

津田沼駅周辺は、総武線や新京成線の沿線地域の文化的で豊かな暮らしを支える広域商業地として、また学生の多い若者の街としての特徴を活かしながら、情報の発信や文化の創造等を図るなど、本市の東部地域の拠点として都市機能の強化を図ります。

③ 北習志野駅

北習志野駅周辺は、東葉高速鉄道と新京成線との乗り換えによって都心への直接乗り入れが可能という利便性を活かし、市民の豊かな生活を支えるにぎわいと交流のある地域商業拠点として整備を推進します。

④ 下総中山駅

下総中山駅北口周辺は、法華経寺に代表される歴史性のある門前町としての特徴を活かした整備を進めます。

(3) 身近な駅前周辺地区の整備

① 魅力的な生活拠点の整備

駅前地区については、市民相互の交流や身近な買い物ができるように、商店街の振興や歩いて楽しい歩行者空間の創出など、周辺住民の自立的な生活を支える拠点として整備を推進します。

施策2) 良好な市街地の形成

便利で住みよく、親しみのあるまちを形成するため、地域の特性に応じた区画整理事業やまちづくりの誘導等を行います。また、マンションや大規模な商業施設への土地利用転換が進行している地域については、地区の特性を活かしたバランスのとれた土地利用を誘導します。

〔主要事業〕

- ・飯山満地区土地区画整理事業の推進
- ・小室土地区画整理事業の促進
- ・海老川上流地区土地区画整理事業の検討
- ・山手地区のまちづくりの促進
- ・高根台団地建替え事業（都市再生機構施行）

第4節 魅力ある市街地の整備

1. 安らぎとにぎわいのある市街地の整備 より

(4) 計画的な新たなまちづくり

① 土地区画整理事業

ア) 坪井特定土地区画整理事業は、環境共生のまちづくりに配慮した新たな拠点として、都市機能の整備、防災への配慮、良好な景観形成など市民の多様な需要に対応した地区として整備を進めます。

イ) 海老川上流地区特定土地区画整理事業は、海老川の水辺空間や周辺の豊かな緑との調和など自然環境に充分配慮し、21世紀にふさわしい地域づくりを目指します。

ウ) 飯山満地区土地区画整理事業は、住宅地の整備と店舗等の生活利便施設の充実を図ります。

エ) 小室地区土地区画整理事業は、小室駅至近の立地条件を活かし、隣接の千葉ニュータウンや既存集落と調和したまちづくりを推進します。

(5) 既成市街地の再整備

① 密集市街地の整備

木造建築物が密集している既成市街地は、良好なまちづくりの啓発に努め、住民の生活や権利を尊重しつつ、地区計画制度などを利用して防災や景観に配慮した安全で快適なまちづくりを段階的に進めます。

② 市街地の整備

良好な市街地の形成を図るため、地域の特性を活かした適切な整備手法を適用し、自然環境との調和を図りながら魅力ある居住環境の整備に努めます。

市街地に散在する宅地等の低未利用地については、地域にあった計画的

な土地利用を誘導するとともに、国等の公有空地などの適切な整備を促進します。

無秩序な市街化の恐れがある地区については、土地区画整理事業等の面的整備事業により先行的な基盤整備を推進するとともに、ミニ開発の防止を図ります。

③ 都市基盤整備公団の建て替え事業

前原団地や高根台団地の建て替えに際しては、高齢者に対応した住宅整備、バリアフリーの周辺環境整備、公園や緑地等の整備、生活者の立場に立った各種施設配置、安全で機能的な道路整備など、住民が生き生きと過ごせるようなまちづくりを進めます。

また、建て替え事業に際しては、公団用地内はもとよりその周辺部の土地利用についても考慮し、交通アクセス、商店等の立地、公共施設配置、自然環境への配慮などを検討し、地域の特性や周辺の状況等に対応した新たな住宅地の形成を推進します。